

船橋市児童相談所施設総合管理業務委託に係る プロポーザル審査基準

1 評価の内容

「面接審査」(プレゼンテーションの審査)により行う。

2 面接審査の実施

面接審査を行い、審査結果とする。審査結果において、最終順位が1位の参加業者を受託候補者とし、2位の参加業者を次点者とする。

3 評価の段階

評価委員は、それぞれの提案書について、船橋市児童相談所施設総合管理業務委託事業者評価基準(以下「評価基準」という。)の項目及び評価内容ごとにそれぞれ5段階で評価する。

4 評価項目点

各評価項目(見積金額を除く)は評価基準のとおり配点を定め、優れている側から、満点の10/10、満点の8/10、満点の6/10、満点の4/10、満点の2/10までの5段階とし、これを評価項目点とする。(例:配点が20点の評価項目であれば、優れている側から、20点、16点、12点、8点、4点まで5段階の評価項目点)

見積金額については、最低見積金額を提案者見積金額で除し、配点を乗じた数値を評価点とし算出。

5 順位決定方法

評価委員ごとに、面接審査での評価項目点の合計が高い順に順位を付し、順位を順位点とする(例:1位=1点、2位=2点)。評価委員全員の順位点を合計し、順位点の合計が少ない順に、適した提案を行った参加業者として選定する。

なお、順位点の合計が同点の場合、1位とした評価委員が多い参加業者から上位とする。1位の獲得数も同数の場合、2位とした評価委員が多い参加業者から上位とし、以降同様に、より上位の順位の獲得数で選定する。

順位の獲得数にも差のない場合は、評価委員全員の評価項目点を合計し、評価項目点の多い参加業者から上位とする。

順位決定方法(例)

		A 法人		B 法人		C 法人	
		採点	順位	採点	順位	採点	順位
委員1		250	1位	220	2位	200	3位
委員2		210	2位	200	3位	210	1位
委員3		210	2位	240	1 位	200	3位
順位合計点数			5点		6点		7点
最終順位		1位		2位		3位	
		受託候補者		次順位者			